

平成26年度予算見積調書

課室名：消防防災課
 担当名：災害対策担当
 内線：8185

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業																				
A2	災害救助事業費（特別会計）			災害救助事業	災害救助事業	基金積立金	基金積立金	基金積立金																				
事業期間	昭和22年度～	根拠法令	災害救助法 埼玉県災害救助事業特別会計条例				戦略項目 05 大規模災害への備え 分野施策 010501 危機管理・防災体制の強化																					
1 事業の概要 災害救助に要する経費の積立てを行う。 1 基金積立金 18,787千円				5 事業説明 (1) 事業説明 救助に要する経費の財源となる災害救助基金への積み立てを行う必要がある。 (2) 事業計画 災害救助法による救助の円滑な実施を図るため、基金から生じる預金利子を基金に積み立てる。 (3) 事業効果 災害時における円滑な救助が可能となる。 災害救助法で規定する法定最少額を積み立てる必要がある。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>積立額</th> <th>取崩額</th> <th>法定最少額との差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>22,478千円</td> <td>-</td> <td>(188,900千円)</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>19,312千円</td> <td>-</td> <td>(272,989千円)</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>20,768千円</td> <td>-</td> <td>(86,174千円)</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>19,396千円</td> <td>19,577千円(見込み)</td> <td>(+ 56,629千円)</td> </tr> </tbody> </table>						積立額	取崩額	法定最少額との差	平成22年度	22,478千円	-	(188,900千円)	平成23年度	19,312千円	-	(272,989千円)	平成24年度	20,768千円	-	(86,174千円)	平成25年度	19,396千円	19,577千円(見込み)	(+ 56,629千円)
	積立額	取崩額	法定最少額との差																									
平成22年度	22,478千円	-	(188,900千円)																									
平成23年度	19,312千円	-	(272,989千円)																									
平成24年度	20,768千円	-	(86,174千円)																									
平成25年度	19,396千円	19,577千円(見込み)	(+ 56,629千円)																									
2 事業主体及び負担区分 県(県10/10)				平成25年度は、災害救助法を適用し(越谷市、松伏町、熊谷市)救助を実施したため、基金の取り崩しが見込まれるが(救助費 39,154千円×1/2 = 基金取崩額 19,577千円)、法定最少額を下回ることはない見込み。																								
3 地方財政措置の状況 なし				法定最少額は、災害救助法第23条で当該年度の前年度の前3年間(H25年度の場合は、H21～H23年度決算額)の普通地方税収入額の決算額の平均年額の5/1000となっており、普通税収入額の3カ年平均が減少したため、H25年度は法定最少額も減少している。																								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500(千円)×0.1人=950				(4) その他(前年からの変更点) 基金預金利子の変更(0.62% 0.57%)																								
予算額		財 源 内 訳						前年との対比																				
		財産収入	繰越金																									
決定額	18,787	18,786	11				1,649																					
前年額	20,436	20,435	11																									